

公表資料

令和 8 年 5 月 27 日
総務部 総務課

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 懲戒処分

① 公金横領

被処分者	建設部 主任技師 30 代
処分内容	免職
処分年月日	令和 8 年 5 月 27 日
概要	宮古空港管理事務所内に保管されていた公金を私的に持ち出し、当該職員名義の銀行口座に入金した。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

② 管理監督責任

(ア)

被処分者	建設部 課長 50 代
処分内容	戒告
処分年月日	令和 8 年 5 月 27 日
概要	所属職員が懲戒処分を受けることに関し、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

(イ)

被処分者	建設部 係長 50 代
処分内容	戒告
処分年月日	令和 8 年 5 月 27 日
概要	所属職員が懲戒処分を受けることに関し、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた。
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号

2 その他

上記処分のほか、所属部長に対し、文書による訓告処分を行った。